

# 松戸市中小企業設備投資補助金 (一般型)

## 補 助 要 領

受付・お問い合わせ先

経済振興部 商工振興課 企業立地担当室

(書類送付先) 〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

(書類提出窓口) 〒271-0073 千葉県松戸市小根本 7-8 京葉ガス F 松戸第 2 ビル 4 階

TEL : 047-711-6377 (直通) FAX : 047-366-1550

E-mail : [mckigyoun@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckigyoun@city.matsudo.chiba.jp)

## 1. 補助金の目的

製造業を営む中小企業等が生産設備等を購入する際、その購入に係る費用の一部を補助することにより、市内事業者の「生産性の向上」及び「経営の安定」に寄与することを目的としています。

## 2. 補助対象事業

| No | 類 型       | 要 件                                                                                                                        |
|----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 地域経済牽引事業型 | 「地域経済牽引事業計画」(*1)に記載した補助対象設備★を取得すること。                                                                                       |
| ②  | 生産性向上型    | ・「先端設備等導入計画」(*2)の先端設備等の種類及び導入時期欄に記載された補助対象設備★を取得すること。(固定資産税特例の要件を満たしていること。)。<br>・「経営革新計画」(*3)の設備投資計画欄に記載された補助対象設備★を取得すること。 |
| ③  | 一般型       | ①及び②以外の場合に、生産機械などの補助対象設備を取得すること。                                                                                           |

(\*1)地域未来投資促進法に規定する計画で、承認を受けたものをいいます。

(\*2.3)中小企業等経営強化法に規定する計画で、認定を受けたものをいいます。

★補助対象設備の詳細については、「4. 補助対象設備」を参照してください。

「①地域経済牽引事業型」及び「②生産性向上型」については、「松戸市中小企業設備投資補助金（地域経済牽引事業型・生産性向上型）補助要領」をご確認ください。

## 3. 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 製造業を営む(\*4)中小企業者(\*5)であること。
- (2) 市内に事業所を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(\*4)企業全体の業種が製造業以外であっても、経済センサス等国の調査の回答に記載している「事業所の業種」が製造業である場合は、製造業を営んでいるものとみなします。

(\*5)中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

(製造業の場合、「資本金3億円以下」又は「常時使用する従業員数300人以下」の企業が対象です。)

## 4. 補助対象設備

(導入予定の設備が補助対象となるか、事前にご相談ください。)

次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 製品の生産及び品質管理や研究開発等、製造業の生産活動の向上に資する機械・装置・設備等であること。(\*6)(\*7)(\*8)(\*9)
- (2) 取得価額が合計で300万円以上(税抜)であること。  
(詳細はP6. <参考. 取得価格要件の考え方>を参照。)
- (3) 市内の事業所に設置するものであること。
- (4) 中古品ではないこと。
- (5) リース契約に基づくものでないこと(\*10)。

- (※6) 電気設備・空調設備・排水設備などの建築設備は対象になりません。
- (※7) ソフトウェア及びソフトウェアを稼働させるための PC 等は対象になりません。但し、新たに導入する機械等に付随し、機械等の稼働に必要なソフトウェア及び PC 等については、対象となる場合があります。
- (※8) フォークリフト、コピー機、クレーン等、製造業の生産活動以外の用途に利用できるものや汎用性の高い設備は対象になりません。
- (※9) 部品を調達し、自社製造した機械・装置・設備等は補助対象となりません。
- (※10) 割賦による購入は、申請年度中に支払った金額のみを対象とします。ただし、契約において所有権留保特約を付する場合など、補助対象設備の購入日の属する年度内に所有権が移転しない場合は、補助の対象になりません。

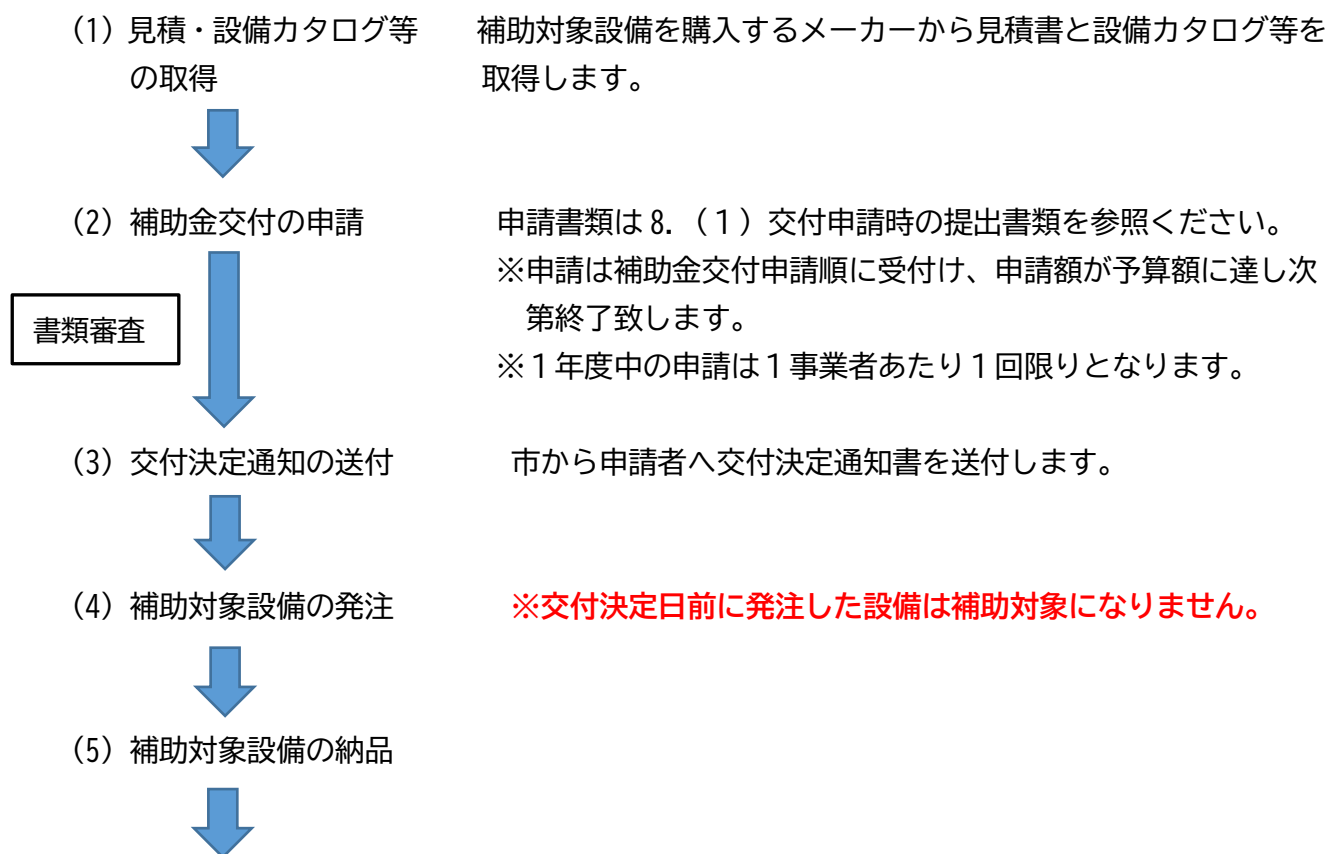
## 5. 補助対象経費

生産機械等（補助対象設備）の本体価格及び設置費用など、取得にかかった費用を補助対象経費とします。※消費税は補助対象経費に含みません。

## 6. 補助金の額

| 類 型 | 補助率  | 上限額   |
|-----|------|-------|
| 一般型 | 1/10 | 50 万円 |

## 7. 手続きの流れ



(6) 代金の支払い



(7) 実績の報告



(8) 実地検査



(9) 補助金額の確定



(10) 補助金の振込

※交付決定日の属する年度内に補助対象設備を納品・支払いをしなかった場合は、補助の対象ではなくなります。

補助対象設備の購入後、すみやかに実績報告書を商工振興課までご提出ください。

報告書類は 8. (2) 実績報告時の提出書類を参照ください。

補助対象設備の状況や購入に関する帳票等を検査します。

市から申請者（交付決定者）へ確定通知書を送付します。

請求後 1 ヶ月程度を目途に指定口座に補助金を振り込みます。

## 8. 提出書類

様式○⇒松戸市ホームページからダウンロードできます。

### (1) 交付申請時の提出書類

| No | 様式 | 書 類                    | 留意事項                                                                                                                                                                                                                         |
|----|----|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | ○  | 交付申請書                  | -                                                                                                                                                                                                                            |
| 2  | ○  | 事業計画書                  | 自社の経営状況や購入する設備の概要及びその効果などについてご記入ください。                                                                                                                                                                                        |
| 3  |    | 商業登記簿謄本<br>(履歴事項全部証明書) | 【法人のみ】3か月以内に法務局から発行されたもの。                                                                                                                                                                                                    |
| 4  |    | 滞納なしの納税証明書             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての税目について滞納がないということを1枚で証明する書類で、<u>松戸市収納課で発行</u>しています。</li> <li>・1ヶ月以内に発行されたもの。(原本)</li> <li>・申請の際、納税証明書交付申請書の「①どの証明が必要ですか」欄の「□その他」にチェックし、「その他」の文字の右側のカッコ内に「滞納なし」とご記入ください。</li> </ul> |
| 5  |    | 購入する設備等の<br>見積書の写し     | 見積書に新品である旨を記入してもらってください。                                                                                                                                                                                                     |
| 6  |    | 購入する設備等の概要<br>が確認できる資料 | 購入する生産設備等の規格・性能・価格などがわかるものを提出してください。(例：カタログなど)                                                                                                                                                                               |
| 7  |    | 直近の決算書の写し              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書の写しは必要ありません。</li> <li>・個人事業主の場合は、「青色申告決算書」、または「収支内訳書」</li> </ul>                                                                                                                |
| 8  | ○  | 債権者登録申出書               | 補助金を振り込むための口座登録が必要になります。<br>登録がない方のみ、ご提出ください。                                                                                                                                                                                |

### (2) 実績報告時の提出書類

| No | 様式 | 書 類                 | 留意事項                                                                |
|----|----|---------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1  | ○  | 実績報告書               | -                                                                   |
| 2  | ○  | 事業報告書               | -                                                                   |
| 3  |    | 設置完了後の<br>補助対象設備の写真 | 設備の全体が写っているもの3枚以上。                                                  |
| 4  |    | 設備購入に係る領収書の<br>写し   | やむを得ない事情等により領収書が発行されない場合には、「請求書」及び「通帳等で代金の決済が確認できるもの」の写しをご提出してください。 |
| 5  | ○  | 交付請求書               | 日付と本文中の空欄<br>(「 年 月 日付け 第 号 で～」の部分)を<br>記入しないままご提出ください。             |

## 9. その他の注意点

- ・ 1 年度中の補助金交付申請は 1 事業者あたり 1 回限りとなります。
- ・ 補助対象設備の発注は交付決定日以降に行ってください。
- ・ 申請年度中に補助対象設備の発注から納品・支払までを完了する必要があります。
- ・ 申請額が予算額に達した場合は受付を終了致します。
- ・ 補助対象設備を耐用年数期間内（\*11）に、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け、担保に供す、市外の事業所に設置、又はその他の処分をしたときは、補助金を返還していただきます。
- ・ 補助金の交付後においても、補助対象設備の稼働状況・効果などについて、報告を求めるとともに実地調査をする場合があります。
- ・ 交付決定後に補助対象事業の変更・中止・廃止等がある場合は事前に松戸市商工振興課企業立地担当室にご相談ください。
- ・ 合併、事業譲渡、分割、相続等の理由により補助金交付の認定を受けた事業の主体が変更となる場合、補助金の交付を受ける権利を承継することはできません。
- ・ 同一の設備導入について松戸市及びその他の機関が実施する他の助成制度（松戸市企業立地促進補助金、ものづくり補助金、事業再構築補助金等）の適用を受ける場合には、本補助金の申請はできません。

（\*11）耐用年数とは、法人税や所得税の確定申告において、固定資産の減価償却費の算定の際、計算の基礎となる年数をいいます。（法律で決められた、その固定資産の使用可能見積年数を表します。）

【例①】1つの設備が300万円以上の場合



新品 300万円

対 象

【例②】同一ライン上に導入した複数設備の合計額が300万円以上の場合

冷凍食品製造ライン



設備①：80万円



設備②：250万円

対 象

- ・複数の設備を同一の生産ラインに導入する場合で、取得価額が300万円以上であれば、補助対象となります。
- ・上記例の場合、設備①（80万円）と設備②（250万円）の新品の機械を購入しており、合計額は300万円以上（80万円+250万円=330万円）となりますので、対象となります。

【例③】複数設備を導入する場合で、うち一部設備を松戸市外に導入する場合  
(市内設置設備の取得価額の合計が300万円未満)



設備①：200万円（市内）



設備②：160万円（市外）

- ・複数設備を導入する場合に、上記例で設備①のみ松戸市内に設備を設置し、設備②については松戸市外に設置する場合、対象となる設備は設備①のみとなり、取得価額の合計が300万円未満（設備①：200万円）となるため、補助対象外となります。

対象外

【例④】異なるラインでそれぞれに設備を導入する場合

冷凍食品製造ライン



設備①：200万円

お弁当製造ライン



設備②：110万円

対 象

- ・設備①（200万円）と設備②（110万円）の取得価額の合計が300万円以上（200万円+110万円=310万円）であるため、対象となります。